

1, 画期的判決! 「君が代」不起立の自由を認める

9月21日午後、東京地裁・難波裁判長は、「君が代」不起立の教職員らを処分するのは、憲法19条の思想・良心の自由を侵害するものであるとして、原告勝利の画期的判決を下した。地裁前で報告を受けた人々からは、大きな歓声が上がった。「こんな日がくると思わなかった。本当はこれがあたり前なのに」「闘ってよかった」・地裁前は涙と喜びに包まれた。尾山弁護団長は「教育裁判史上もっともすぐれた判決のひとつ」とコメントした。

(<http://www.labornetjp.org/news/2006/0921hanketu/>)

都教委の10・23通達及び校長の職務命令は違憲・違法。違法な職務命令に基づく懲戒処分は違憲・違法。精神的苦痛に対して損害賠償金3万円を原告全員に支払え。

判決主文(要旨)

1. 本件通達(10・23通達)に基づく校長の職務命令に基づき、原告らが勤務する学校の入学式、卒業式等の式典会場において、会場の指定された席で国旗に向かって起立し、国歌を斉唱する義務のないことを確認する。
2. 本件通達に基づく校長の職務命令に基づき、原告らが勤務する学校の入学式、卒業式等の式典会場において、会場の指定された席で国旗に向かって起立しないこと及び国歌を斉唱しないことを理由として、いかなる処分もしてはならない。
3. 原告(音楽科教員)が、本件通達に基づく校長の職務命令に基づき、勤務する学校の入学式、卒業式等の式典の国歌斉唱の際に、ピアノ伴奏義務のないことを確認する。
4. 被告都教委は、上記原告(音楽科教員)が勤務する学校の入学式、卒業式等の式典の国歌斉唱の際に、ピアノ伴奏をしないことを理由として、いかなる処分もしてはならない。
5. 被告都は、原告らに対し、各3万円及びこれに対する平成15年(03年)10月23日から支払い済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- 6・7 略

判決文要旨(被処分者の会事務局Sさんのメモより)

本訴訟は事前救済を求めるものであるが、通達および職務命令によって、懲戒処分、再発防止研修、嘱託職員の不採用などの不利益が生じることが推察でき、侵害を受ける権利の性質を考えると「回復しがたい重大な損害」を生じさせるおそれがあると認められる。よって、事前救済を行うことは適法である。

「日の丸君が代」は、その利用における歴史的経過から、その是非について未だ論争のあるものであり、中立性を有するものとは言えない。

(判決文引用「日の丸、君が代は、明治時代以降、第二次大戦終了までの間、皇国思想や軍国主義思想の精神的支柱として用いられてきたことがあることは否定し難い歴史的事実であり、・・・」)

起立・伴奏行為について、外部的行為と内心は密接な関係を有しており、切り離せるものではない。外形的行為に対する職務の公共性等による制約は、必要かつ最小限度の制約にすべきであり、起立斉唱・ピアノ伴奏はその制約の限度を超えている。

通達は、学習指導要領にもとづくというが、旭川学テ訴訟最高裁判決によるところの「必要かつ合理的規準の範囲」にはない。各学校(校長)の裁量はほとんどなく、起立斉唱を強制したものと評価できる。通達は、教育の自由を侵すものであり、教育基本法第10条に違反する。また、一定の観念を強制すると解することができることから、「教育の機会均等」を阻害するものである。よって、起立・斉唱・ピアノ伴奏義務があると解することはできない。

卒業式等において国歌斉唱を妨害したり、不斉唱を扇動するような行為は許されないが、斉唱するか否かの自由がないとはいえない。国歌斉唱の際に教員が起立をしなくても、式の進行をことさら妨害することはなく、学習指導要領の目的(国旗国歌条項)は達成できる。

国歌の指導を音楽の授業で行うことはあるが、式は音楽の授業ではない。また、式においてはピアノ伴奏の代替は可能である。(代替措置は)伴奏者に事前に確認しておけば済むことである。国歌斉唱が全員で行われないことに不満を持つ者もいるだろうが、憲法は相反する世界観も許容し合うことを求めているものであり、問題はない。

以上のことから、懲戒処分はしてはならないと命ずるのが相当である。

精神的損害に対する国歌賠償請求は3万円相当を下らない。(よって被告に支払いを命ずる)

国旗国歌法の下で、国旗国歌を尊重する態度は大切である。式において国旗掲揚・国歌斉唱をやることは有意義なものである。しかし、起立・斉唱・伴奏したくない者に、懲戒処分を加えてまでやらせるのは、国旗国歌法の制定趣旨に照らして、違法である。

2, 予防訴訟判決を力に教育基本法改悪を阻止しよう!

教育基本法の改悪をとめよう! 院内集会・国会前集会・東京集会

10月10日(火) 教育基本法の改悪をとめよう! 国会前集会 18時 衆議院第2議員会館前

10月14日(土)教育基本法基本法改悪反対大集会 in 東京 13時 明治公園
引き続き裁判支援を!

10月4日(水)「君が代」解雇裁判第14回口頭弁論 13時30分集合 14時開廷
東京地裁103号 土屋英雄筑波大学教授証人尋問

3, 戦争しない未来に生きたい 教育基本法改悪反対! どしゃぶりのなか750人

臨時国会開会日の9月26日、嵐のような豪雨の中、全国から750人の仲間が、教育基本法の改悪をとめよう! 全国連絡会主催の「国会前集会」に結集しました。全国連絡会呼び掛け人の小森陽一・大内裕和・三宅晶子の発言、共産党議員団(石井副委員長など)、社民党議員団(福島党首など)の発言、北海道・愛知・奈良・広島などから駆け付けた仲間の発言、等々。教基法改悪阻止へ向けて全国の仲間が一つになって闘う決意を固めました。

地元東京からは、予防訴訟原告団共同代表の宮村さん、予防訴訟弁護団の川口彩子弁護士、被処分者の会近藤が発言し、全国の支援に感謝し、「9.21判決を武器に教基法改悪阻止」を訴えました。

(<http://www.labornetjp.org/news/2006/0926/>)

4, 「君が代」訴訟~都教委は論議なしで「控訴」を決定

9月28日午前、都教育委員会定例会が開かれた。ここで、都教委通達が違憲とされた「君が代」訴訟判決の扱いが議題になった。教育庁の担当者が「判決は都教委の主張が認められず遺憾。今週中に控訴する。教育長決定とする」と報告。5人の教育委員からは、一言の質問も意見も出ずに了承された。「呆れてものが言えない」と傍聴した支援者はつぶやいた。また傍聴者に「名前・住所・年齢」を書かせるやり方に怒りの声が上がった。

(<http://www.labornetjp.org/news/2006/1159703947617staff01/>)

5, 「君が代」訴訟原告が「控訴するな」と申し入れ

東京地裁で全面勝訴した「君が代」訴訟の原告団、弁護団、支援者約70人は、22日午前11時半から都教委に申し入れ行動を行った。原告側は「あなたたち都教委が負けた。控訴をせず、ただちに中村教育長との会見をセットせよ」と強く迫った。対応した黒田課長は「この場は要請を承るだけ」としか答えずあとは沈黙。そして、いきなり席をたち逃げ去った。また同日の記者会見で石原都知事は「判決無視」の姿勢を明確にした。原告団は「控訴するなメール」を呼びかけている。

(<http://www.labornetjp.org/news/2006/0922report/>)

6, 「10・3院内集会、150名参加で成功! - 9・21予防訴訟判決を武器に全国に教育基本法改悪阻止のうねりを!

昨日は「教育基本法の改悪をとめよう! 全国連絡会」は午後13時から国会議員要請行動を行いました。「日の丸・君が代」強制反対を闘う東京4者(予防訴訟をすすめる会、被処分者の会、被解雇者の会、不採用撤回を求める会)からも退職者を中心に10名が参加しました(全体で約60名)。

16時30分からは、衆議院第2議員会館で「院内集会」が行われました。参加者は150名で、呼びかけ人の三宅明子さん(千葉大学)が9・21予防訴訟判決を説明しながら、教育基本法改悪案の問題点を解明しました。駆けつけた共産党(3名)・社民党(4名)の議員も全員が挨拶しました。その中で教育基本法「改正」に向けて、政府・与党が並々ならぬ「攻勢」をかけており、予断を許さない状況にあることが明白になりました。職場・地域から国会を包囲することが極めて重要になっています。私も9・21判決について発言しました。この院内集会には、4者及び都立高校の教職員・退職者も20数名参加しました。

詳しくは、以下に出ていますので、アクセスして下さい。

全国連絡会HP <http://www.kyokiren.net/> レーバーネット日本 <http://www.labornetjp.org/>

なお、昨日の国会で志位和夫共産党委員長が9・21判決について安倍首相に質問をしています。

詳しくは、以下をクリックして下さい。

しんぶん赤旗 志位和夫共産党委員長質問と安倍首相答弁

http://www.jcp.or.jp/akahata/aik4/2006-10-04/2006100401_01_0.html

志位和夫さんの質問詳報(しんぶん赤旗)

http://www.jcp.or.jp/akahata/aik4/2006-10-04/2006100425_01_0.html

7, 予防訴訟判決を受け都人事委員会に「横山前教育長(現副知事)」の人事委員会審理の証人採用を要請!

東京都人事委員会は、全都請求人7団体(被処分者の会、東京教組、都教組八王子支部、都障教組、都障労組、アイム'89、都高教有志被処分者連絡会)や多くの市民の葉書などによる要請にもかかわらず、違憲・違法な10.23通達を発出し、大量処分を強行した責任者である横山洋吉前教育長(現副知事)の人事委員会審理での証人「不採用」を不当にも決定し、9月12日付で通知しました。

これに対して、都人事委員会で03年10.23通達に基づく大量処分の取消を求めて審査請求を行なっている7団体の代表と弁護士は、9.21予防訴訟判決の全面勝訴を受け、10月3日(火)都人事委員会の「横山証人不採用決定」について抗議し、改めて「採用申し入れ」を行いました。

東京都人事委員会の処分取消請求に関する公開口頭審理は、極めてお粗末で大量処分のために遅れており、未だに03年周年行事・04年3月入学式・4月卒業式の審理も終わっておらず、05年3月卒業式以降の処分取消請求の審理は期日すら決まっていない状況です。

その原因は10.23通達に基づく処分者の数が余りに多く、人事委員会も対応しきれていないことにあります。

申し入れに対する都人事委員会事務局の回答は、「人事委員会に報告し、改めて回答する」というものです。(参考までに7団体「申し入れ書」(一太郎、ワード)を添付ファイルで送りますので参考にして下さい。)大量処分強行の責任者、横山前教育長を証人として呼ばなくて「公正な審理」は期待できません。

そこで東京都人事委員会に「横山洋吉前教育長」を人事委員会公開口頭審理の証人として採用するよう要請を集中して下さい。

東京都人事委員会事務局任用公平部審査室 <http://www.saiyou.metro.tokyo.jp/>

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

第一本庁舎北塔38階 電話 (03)5320-6946 FAX (03)5388-1755

(参考)ちなみに都人事委員会の委員は次の4名です。

東京都人事委員会委員

内田公三(元経団連事務総長)岡田良雄(元大阪高裁長官)佐々木克巳(元東京都出納長)

高橋 道晴(都人事委員会事務局長)

8, 都議会で「きたしろ克彦都議」(自民党)が9.21東京地裁判決を「不当判決」と発言しています。

都議会議事録(9月27日)

<http://www.gikai.metro.tokyo.jp/gijiroku/honkaigi/2006-3/d5136311.htm#07>

きたしろ克彦

9月21日、東京地裁での、教師401名の主張を認める驚くべき判決がありました。私は、公教育、ひいては青少年の人格形成をゆがめる歴史に残る不当な判決と考えます。

かつて教師は、高い志を持った聖職者といわれていました。しかし、最近の教員の中には、学習指導要領を無視して自分の思いで授業をする者や、情熱や使命感あるいは教員としての指導力の不足している教員が少なからずいることも事実です。

これまで都教育委員会では、教育の正常化や学校組織の活性化のためにさまざまな取り組みを行い、一定の成果を上げてきたことは評価をしているところです。しかし、肝心なのは、教員の意識改革がなされなければ真の成果は得られないということです。

今後、すべての教員が強い使命感を持って子どもたちへの指導に当たることができるよう、他の教員を指導する力を身につけたリーダーを育成する必要があると考えますが、見解を伺います。

9, 教育基本法の改悪をとめよう! 国会前集会・東京集会

10月10日(火)教育基本法の改悪をとめよう! 国会前集会

18時 衆議院第2議員会館前

10月14日(土)教育基本法基本法改悪反対大集会 in 東京 13時 明治公園

参加組織がない人は、被処分者の会のノボリ旗(緑色)を目印にして下さい。

「予防判決Q & A」(ワード版) 都高教組合員配布用のもの。他県の職場、地域でも活用できます。闘いの武器にしてください。

人事委員会審理陳述集「『不服従』 それぞれの思い」(大判379頁。1000円)・・・好評発売中
被処分者百数十名が、自ら執筆しています。
注文は下記、近藤まで。メール又はFAXにて。

「日の丸・君が代」不当処分撤回！教育基本法改悪阻止！改悪案廃案を！
「改憲手続き法案（国民投票法案）」を廃案に！共謀罪反対！

「日の丸・君が代」不当処分撤回を求める被処分者の会
事務局長 近藤 徹

e-mail:qq947sh9@vanilla.ocn.ne.jp

被処分者の会 HP : <http://www7a.biglobe.ne.jp/~hishobunshanokai/index.html>.

画期的判決！「君が代」不起立の自由を認める（'06.9.21）



戦争しない未来に生きたい 教育基本法改悪反対！どしゃぶりのなか750人（'06.9.26）



9.22君が代 訴訟原告が「控訴するな」と申し入れ



10.3「心をわしづかみ」にする教基法改悪に反対しよう